

居宅介護支援費に係るシステム 評価検討会（第1回）	資料1
令和6年10月23日	

居宅介護支援費に係るシステム評価検討会開催要綱

（目的）

第1条 令和6年度介護報酬改定において、居宅介護支援費Ⅱの算定要件については、「公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び居宅介護サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用」を要件としたところ。一方で、今後、一定の要件を満たすシステムとデータ連携するためのAPIについて開発予定であることから、ケアプラン連携システムと類似システムとの接続のためのAPIに関する事項について検討を行うとともに、API連携までの間の類似システムの取扱いについて検討を行うため、「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」（以下、「検討会」という。）を開催する。

（検討事項）

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- （1）ケアプラン連携システムと類似システムとの接続のためのAPIに関すること。
- （2）API連携までの間の類似システムの取扱いに関すること。

（検討会及び構成員）

第3条 検討会の構成員は、検討事項に関連する学識経験者等とする。

- 2 任期は2年間とする。
- 3 検討会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。座長は検討会の会務を総括する。

（検討会の開催）

第4条 検討会は、老健局長が構成員の参集を求めて開催することとする。

- 2 検討会は、議論の必要に応じ、システム関係者を招致しヒアリングを行うことができるものとし、適當と認められる有識者等を参考人として招致することができるものとする。また、公益社団法人国民健康保険中央会をオブザーバーとして招致する。
- 3 検討会、議事資料及び議事録は原則として公開とする。特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合等、内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- 4 その他検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(検討会に係る庶務)

第5条 検討会に関する庶務は、老健局高齢者支援課の協力を得て、認知症施策・地域介護推進課にて処理する。

(施行期日)

第6条 本要綱は、令和6年7月31日より施行する。